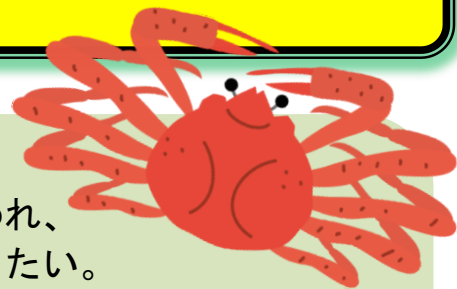


カニなどの海産物の悪質な電話勧誘に注意！



【相談事例1】海産物購入の電話勧誘があった。
コロナ禍で収入が減り困っているとわれ、
購入を承諾したがよく考えると解約したい。
業者に連絡したいが、いつ電話してもつながらない。

【相談事例2】カニの電話勧誘があった。
「いらぬ」と断ったがしつこく勧誘され、購入を承諾して
しまった。キャンセルしたいが、どうしたらよいか。



トラブル回避策

事例のような相談が消費生活センターに多く寄せられています。
トラブルに遭わないために、日頃から次のことを心がけましょう！

- ・見知らぬ事業者からの**突然の電話**には**用心**しましょう。
- ・断るときは「**いりません**」「**必要ありません**」と**大きな声で、はっきり**と言いましょ。
- ・離れて住むご高齢のご両親など、身の回りの方が**トラブルに遭っていないか目を配り**ましょ！

あきらめないで！

生鮮食品でもクーリング・オフができます！

電話勧誘の場合は契約書を受け取った日から8日間以内であれば、無条件で契約解除できます。



山形県消費生活センター
キャラクター「クロちゃん」

困ったな・・・と思ったら、消費者ホットライン188にすぐ電話！

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。1人で悩まず相談しましょ！